

全学闘争委員会内部通達 (NO1)

1

全学闘争委員会書記局 54.3.11.9.

われわれの基本的方針の諸定の為

“今における”生き方。 ————— 極限的思考と日常生活
 存在 → 意識 → 実践 → 存在 (状況)

“生”の意味 ——— 政治的意味 (“生きる”という意識と行為は “どのように生きるのな” という本来の意味
 人間としての生き方 ——— 存在の仕方 ——— 政治的性格の本来性

教育

- 資本の労働力需要に合わせた教育制度全体の改編
- 大学の格付け、分類、専門学校化 ——— (産学協同路線)
- 教育内容の非人間化の促進
- これらの大学改革に合わせた授業料・寮費等々の大衆収奪
- この改編・収奪に対する抵抗、全社会的矛盾に対する抵抗を打ち砕く為の学生自治の破壊・弾圧。あるひ、反動教授を介したイデオロギー攻撃。

この全般的教育
 状況あるいは、
 教育行政の方向
 性については、
 資料を提出します

教育の帝国主義的再編

キリスト教精神 — 教育方針

建学の精神、三公示 ⇒ 1017分示 ⇒ 三公示の精神的、法的的、政治的 — 三公示体制の現存的集中的表现)

自治 (学生自治 ⇒ 大学自治) の否定 ——— (政治的実践の否定 — 政治的中立という当局の政治的論理)

「親代り」策の論理；学生は「訓練中」の人間であり、大学はこの未成熟を成熟へと導く為の機関である。
 「象牙の塔」的論理；特権として大学に許されている「学問の自由」は、大学の政治的中立によって守られる。
 (中央公論(学生問題特集号) 高橋 徹 論文より)

中級プロレタリアート生産過程にある青山学院大学

これに反発した大学管理機構 ——— 学園支配の根

キリスト教、凝判の民主主義、枠付きの自由放任

この温室から出ようとする人間に対しては

恫喝(押出し注意等)、禁止公示、暴力、イデオロギー攻撃



一切の表現の自由の獲得

——内容として政治的自治の獲得——(人間としての“生き方”の獲得の為に)

「言論」、「出版」、「思想」、「集会」、「結社」の自由の獲得

人間的自由の本質

創造的“生き方”の保障

↓
政治的

↓ これらを現実的に保障して行くものとしての

自治権の獲得

- 1. 自治会の設立
- 1. 学部の管理運営権の獲得
- 1. 大学行政の諸決定に対する学生の拒否権の獲得

自治会設立と学生会館管理運営権の獲得の問題は、極めて同大域的に把握されるべきである

大学行政に対する決定参加権の要求は、大学行政の全社会的歯車の中へ自らの力を入れていき、組み込まれて行くことを意味する。われわれの主張は、あくまでも「拒否権」であるということを確認しよう。

* 自治会と学生会館の問題については、資料を提出します。

自治会、学生会館等は「私にとって……」はどんな意味をもつのかとして、現実的理念を向われているが、これは無意味である。無媒介的に提出される規約は、人間的活動の阻害物となるらうということを確認しよう。

行動スローガン

——われわれの方針の過渡的意味として具現化されたものとしてある

- 1. 三公示体制の再編強化物決
- 1. 10.11 敬業的学長公示弾劾
- 1. 大木体制打倒
- 1. 教育の帝国主義的再編物決
- 1. 全ての学友は全学期に結集せよ

適時、スローガンをつけ加える

例) 現在のには、

1, 11, 13. 学生部長大衆討論に結集せよ

のように

これら五つのスローガンを、行動内容の基本的指針とし

組織方針としてのオ五番目のスローガンを、全てのクラスにグループ(基本的には3人以上)を形成し恒時的な討論を保障する。 グループ→学部内争奪委員会→全学内争奪委員会

→(学部内争奪委員会)→グループ

グループの出てくる(クラスについては、まず1~2度クラス討論を行ない、それを媒介としてグループを形成し、それを核として、グループを量的量的に強化して行く。

組織方針

われわれの組織の二つの柱は、**直接行動**と**直接民主主義**である。しかしながら、これらは何らルールでも制度でもなく。

直接行動： 論理の現実性は実践として実現される。観念的理論が現実的理論な。行動のみが論理は、論理としての現実性をもたない。
現在在るものを批判するならば、それを否定し新たなものを作るために行動すべきである。
「おしゃべり、を否定しよう。」

直接民主主義： 直接民主主義とは、**全ての人々の政治の主体となつて、^{手段}の手段に過ぎない。**
直接民主主義とは、現在の直接民主主義が何らの討論もなされぬ専断的一部の人々のみ政治を独占するという状況を、即ち、「民主主義」の支配的勢力としての暴力的性格から明確に内面的に差別し、保障された討論活動と、その中から一人一人が自分自身の行動を決定していく。——一切の拘束の否定——
われわれの組織は、全ての人々が共通に参加する**手段**を内在化させるような仕方組織されなければならぬ。

組織の反対物としての共同体の精神は、「われわれは1つになつてあれこれの目的を達成しなければならぬ」というのではなく、「われわれは、われわれの生活に何が起ころうと、1つになつてそれに立ちまわらう」というものでなければならぬのだ。-----お互い互いに対して正直であるということであり、あらゆる不満はオマケにではなく、直接不満をいだける相手にもちこまなければならぬ。-----カールスの精神的な統一はどの様な外的達成より重要であり、その様な統一を発見し回復するためには、短期的な目に見える失敗という代償を払ってでもゆるぎない時間をかけなければならぬ。
(「参加する民主主義」 リンド著)

共同の問題について

基本的には(学外はもとより)学内諸団体との共同はありえないということを確認する。
常任委員会との共同の問題については、さす現行の学生会組織が、三公示体制の枠内の直接民主主義を原則として組織に過ぎないといふこと。この様な欺瞞的組織に乗ったところの現常任委員の方針は、既成の秩序を何ら廃棄することは出来ない。

- 10,17公示,あるいは、三公示体制の把握についても彼らは誤っている。
- | | | |
|---|---|-------|
| <ul style="list-style-type: none"> 10,17公示 —— 全国的な運動の昂まりと学内の運動の成果である。 三公示体制 —— これを支えているものは、許可制である。 | } | 常任委員会 |
| <ul style="list-style-type: none"> 10,17公示 —— われわれの運動を分断し圧殺せんとするもの。当局からの先制攻撃にせざるを得ない。 三公示体制 —— 建学の精神という欺瞞的構想と一体化したものであり、許可制・顧問制は三公示体制を補完しているものに他ならない。 | } | (学内) |

この相違は、一般的現象における相違に止まらず、運動の基本的な捉え方の相違からきている。
常任委員の、物取り主義、現象で現象を規定するという傾向を断罪し、歴史的立場と、本質的把握の方向性を確保しよう。
共同は、運動の内容における相違あるいは対立を抜きにして語られてはならない。
常任委との共同は、現状においては決してありえないということを確認しよう。

グループの形成

—— 全学向の組織活動の中心軸

クラス、サークル、セミ等あらゆる既存組織でグループの形成を。
全学向の運動の組織的展望の全ては、この誰から与えられたのではなく主体の側から諸討論を日常的に保障していくところのグループを、これだけ形成し強化することなできるなになつてゐる。

グループは、われわれの運動の将来的成果を展望しうるものの一つであり、この形成・強化の貫徹は、政治の（ひいては人向性の）奪還あるいは確立過程における日常化した討論な、あらゆる所で実現され、みずからの行動のみずから決定していくという人向的方向性をみずからのものとしていく手段である。

ひとりひとりの個人が、その生活の性格と方向を決定する社会的決定のみずから発言権をもつこと。また、社会が人向の独立性をはげますような仕方、そして人ひとが共通に参加するための手段を与えることなできるような仕方組織されなければならぬこと。
米SDS ポート・ヒュロン声明より

グループの統一的取約の討論資料発行等は学部内争委員会が行なう。

10,17公示と三公示体制

—— “三公示は廃止されたが三公示体制は強化されようとしてゐる。”

「三公示は、建学の精神に基いたもの」 学長発言
↓

本学学生は本学院の歴史と伝統を重んじ、その教育方針に基く学則に従い、良識と責任を以て行動されることを期待する。
これを信心連台教授会の議を経て左の通り発表する。
一、昭和三十五年六月十七日附の公示(三公示)はこれを廃止する。
昭和四十三年十月十七日
学 長

↓
「三公示は廃止したな、その精神は堅持する。」 一学生部委員発言
↓
「三公示廃止の理由はきだわたりませぬ。」 学生部長発言

三公示も10,17公示も、それらを無媒介的に捉えるのではなく、何に依拠して出されたものなのかという本質的把握を抜きにして論ずることは出来ぬ。

基本的には本質は現象するのであり、諸現象は無媒介な関係にあるのではなく、同様の本質から現象したものであるとして密接不可分性を有してゐるのだという現象把握の原則を再確認しよう。

われわれが、現象を取りあはせるのは、その裏にある本質を見極めるためであり、決して、その現象でもって他の現象を論ずる為に行なうのではない。現象から現象を規定していくという悪しき傾向は、物取リ主義的あるいは改良主義的の悪しき潮流へ墮し、自己の「生き方」の追求を旧来の秩序の枠内へ引きこもせんとすることに他ならない。

三公示, 10, 17公示, その他諸公示, 諸活動に至る判断の基準となるべき, 学園支配の根本的な方針が存在している。この根本的な方針が当局の唯一の拠りどころであるところの, キリスト教精神に堅くたもつところの不明瞭な「建学の精神」なるものと「教育方針」である。



じつと, 一般的諸現象をいくら論じだしてみても何等問題の解決にならないばかりに, 問題の焦点を改良主義へと右傾化させ, 運動を右から再編しようとする試みにしなすなり。改良の論理をのりこえたところの变革の論理は, われわれの思考を問題の本質へと向けさせる。



キリスト教も建学の精神も教育方針も, われわれにとって何ら聖域ではなすなり。キリスト教が当局の犯罪の受罪符となるものならば, われわれはキリスト教を否定する。原始キリスト教な, 因教化即ち公認のものになっていくにつれその創造的戦向性を喪失し, 人間的感性を神秘性の領域へと拡散させるものとしての麻痺と化してしまっていることを, われわれは歴史の中で学んでいる。



現象的部分の否定は, 本質的部分の臭権あるいは変更を抜きには語らるなり。



10, 17公示(三公示廃止)は, 建学の精神, 教育方針の臭権あるいは変更抜きには考えらるなり。それを媒介としなすなり「廃止」は欺瞞に他なすなり。



「三公示廃止の理由はさだわたりません。理由は蓮谷敬持会より選出される委員会において決定されます。」(11, 6学生部長大衆討論における学生部長の発言より)



10, 17公示は, 建学の精神・教育方針に規定されたところの三公示体制を廃棄するのではなく, ましろ三公示体制を維持する為の巧妙な支配の攻撃に他なすなり。



それは一切の臭権と変更と自己批判とを媒介せず「廃止」された。われわれの運動の大衆的中心的結集スロートンとしての「三公示教廃」が廃止され, 運動体内部に動揺をひきおこし, 運動を分断し圧殺することによって, 三公示体制を一層強化せんとする策謀に他なすなり。



10, 17公示は, われわれの運動を分断し, 圧殺し, 三公示体制をより一層強化せんとするものに他なすなり。

三公示と許可制——三公示体制を支える中心軸は許可制ではなすなり。

三公示体制というものは, 三公示とな許可制・顔向制という一般的現象の問題ではなすなり。それは, 建学の精神と教育方針を精神的支柱としたところの大学管理機構(学園支配権力機構)そのものであるのだ。



じつと, 許可制を廃止すれば三公示が完全教廃されるなどという改良主義的傾向は, 運動を右傾化させ, 既存の秩序体系の中へと後退させ, 運動を当局の手に売り渡すものとしなすなりし。それは, われわれの人間としての「生」を「生き方」を当局に売り渡すものとしての試みでしなすなり。ゆえにこのことを確認しよう。





↓
 改良の論理しかもあわせぬ人柄な、自治会を構成したところで、それが自己目的化され物取り主義的になされるが故に、何ん生き生きとくに組織とはならぬし。即ち、何ん内容の運動を保障し発展させるのなという問題は、建学の精神を肯定している改良主義者には到底解決できないだろう。

↓
 許可制の撤廃は現代的な課題ではあるが、それは、唯一の課題でもなければ、最も重要な課題でもない。許可制を撤廃すれば三公示を完全撤廃されるなどというのは、問題の本質を全くわかっていないという事を自己暴露していることに他ならぬ。

当面の運動の方向性

われわれの運動の当面の任務は、11.13学生部長大衆論を軸として10.17公示の欺瞞性の暴露である。この欺瞞性の暴露をこれだけ貫徹できる方によって、われわれの運動と組織の展望がなかなっているのどしりことをはっきりと確認しよう。

岸任委員会解散あるいはクラス代表委員会選挙に際して

11.13学生部長大衆論が、学生部長の健康上の明確な理由を提示されるならば、われわれは11.6における「健康を害した場合（医師の良心の名にお）て停止する場合は昭和43年11月13日（水）以後早急に行なうことを確約します」に基き、原則として（学生部長の見解あるいは、大学当局の見解を全般的に責任をもって明らかにすることの出来る人向な出席するとして）延期し、新たな開催日時等の決定の為の交渉日時を決定できるならば、われわれは、クラス代表委員会へ全員出席する。そこにおいて、現岸任委員会の学友との徹底した討議を場外に、われわれが学友区支持する人向な岸任委員会権力を奪取する方向性をもって闘われるべきである。

クラス代表委員会の解散ということになるならば、われわれは、岸任委員会を誰の手にも、特に右翼と改良主義者の手にわたさぬ為、クラス代表委員会の選挙は、積極的に立候補する。

ダブル討論を徹底化し、その中にクラス・サークル・ゼミ岸任委員会を形成する。

ダブル討論における討論・研究の確認成果等を、資料発行等をもって独自の宣伝活動を行なえるようになることを追求すること。

このダブル討論の徹底化は、直接民主主義の実現の保障であるばかりでなく、欧米における批判大学、自由大学の思想と次をこーにしたところの、教育の尊厳と人間としての「生き方」の追求としての自主管理の方向性を思想的に内包したものである。

格子なき牢獄の実体を暴露せよ

変革主体としての自己の矛盾を暴露せよ